

### 7.1.2 陸上動物

陸上動物に係る環境保全措置は表-7.1.2(1)に示すとおりである。

表-7.1.2(1) 陸上動物に係る環境保全措置 (その1)

実施主体	事業者
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると予測される重要な種10種及び天然記念物4種について、改変区域外への自力移動を促すか捕獲移動を行う。</li> <li>・ 種ごとの移動手法、移動地は表-7.1.2(2)、工事年次ごとの移動計画などについては図-7.1.2(1)~図-7.1.2(14)に示すとおりである。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13種(ヤマトシギ、キノシロガシ、サシマアヒ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ、ヤマトシギ)については、事業実施区域周辺の適地へ移動を行うことにより個体の生息は確保され、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響は低減される。</li> <li>・ 1種(コガタゲゴロ)については、適切な移動地が事業実施区域周辺にないことから、生息環境を創出し、そこへ移動することにより生息地の消失は代償される。</li> </ul>
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種(コガタゲゴロ)については、ピオトープ施工完了後に移動を行う。ピオトープ施工後のイメージ(案)は図-7.1.2(15)に示すとおりである。</li> </ul>
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表-7.1.2(2)に示すとおり、自力移動及び移動後の生存率は高いと考えるが、現時点では環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考ええる。</li> </ul>
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表-7.1.2(2)に移動による攪乱などの影響についての種ごとの配慮事項及び影響検討結果を示す。</li> <li>・ 移動による攪乱などの影響については、移動地及び移動数などについて配慮することとしており、実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響は小さいと判断される。</li> </ul>
代償措置	<p>環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コガタゲゴロの生息環境は水田及び湿地である。造成工事により空港施設区域内の調整池が消失することから適地環境への移動などの措置が必要であると考えられる。しかしながら調査範囲内において森林区域及び保安林内の公有地、ゴルフ場残地には水田及び調整池は存在しないため、生息に適した環境への移動は行えず、生息個体の消失について回避措置や有効な低減措置がとれない。</li> </ul>
	<p>損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息環境を創出する位置は、空港施設予定地内のボックスカルバートの下流側を予定している。</li> <li>・ 環境要素としては、現状はコンクリート水路であり、特に損なわれる重要な環境要素はなく、生息環境として好適な止水域、水生植物が生育する開放水域などを創出する。</li> </ul>